

2020年11月20日

茨城県知事 大井川 和彦 様

日本共産党茨城県委員会  
委員長 上野 高志  
日本共産党茨城県議団  
県議会議員 山中たい子  
県議会議員 江尻 加那  
日本共産党茨城県地方議員団

## 2021年度の県予算編成並びに施策にたいする重点要望書

新型コロナウイルス感染症は、本県での陽性者が今年3月に確認されて以降、県内感染確認者がこれまでに1千人を超え、いまだ収束にほどおい状況です。繁華街のほか、病院や介護・障害者施設、カラオケなどで集団感染が発生しました。検査と医療体制の抜本的な拡充などによる感染抑止は、県民の命と健康を守る県政の最優先課題となっています。

くらしと地域経済への打撃は、日を追うごとに深刻さを増しています。昨年の消費税10%への引き上げや相次ぐ台風被害のうえに、新型コロナ感染拡大が追い打ちをかけ、家計、雇用、中小企業、子どもの学びは、深刻な危機に直面しています。

こうした危機に対し、コロナ感染拡大防止の最重要課題として検査と医療を抜本拡充する、倒産と失業の悪循環に陥らせないために雇用と事業を維持し、地域経済を持続可能にする、未来を担う子どもと学生の学びを保障し、生活を支えることを強く求めます。

また、近年の気候変動や自然災害に対して、公共工事は防災、減災、老朽化対策を最優先するとともに、避難者支援の拡充や避難所環境の改善が急務の課題です。環境破壊、税金のムダ遣いである霞ヶ浦導水事業や常陸那珂港区の建設は中止・見直しをすべきです。

首都圏唯一の原発である東海第2原発の再稼働について、どの世論調査でも「再稼働反対」が県民多数の声として示されています。一刻も早く県が「反対」を表明し、廃炉の決断を国と事業者に求め、原発のない地域社会の実現に向けた政策を掲げるよう求めます。

以上を踏まえ、来年度の県予算編成と施策に対して328項目の重点要望を提出いたします。多くの県民の声を届けるものであり、県において予算と施策に反映するよう求めます。

## 目 次

【 1 】新型コロナウイルス感染症対策 .....	1
【 2 】暮らしを支える医療・福祉・介護の充実 .....	5
【 3 】すべての子どもの学びを尊重する教育の実現 .....	1 1
【 4 】中小企業支援の拡充と安定した雇用の拡大 .....	1 4
【 5 】地域農業の振興と農林水産業者の所得向上 .....	1 4
【 6 】環境を守り、安心して暮らせるまちづくり .....	1 5
1 . 住宅・空き家対策	
2 . 道路整備・交通安全	
3 . 鉄道・コミュニティ交通	
4 . 環境対策	
5 . 河川整備・治水対策	
6 . 住民主体のまちづくり	
【 7 】原発のない茨城の実現と適切な再生可能エネルギーの普及 .....	2 2
【 8 】防災・老朽化対策を柱にした公共事業 .....	2 4
【 9 】地方自治を守り、県民本位の財政の確 .....	2 5
【10】憲法を生かした平和行政、基地対策 .....	2 5

## 【 1 】新型コロナウイルス感染症対策

県民の暮らしと健康を守ることが県政のいちばんの役割である。国をあげて行われている新型コロナ感染症対策について、万全の対策を講じる。

( 1 ) コロナ感染拡大防止のためのPCR検査を大規模にすすめる。

県内でもつくば市や取手市などの病院、介護施設でクラスターが発生した。医療機関、介護・福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターが発生すると多大な影響が出る施設等職員のPCR検査(社会的検査)を実施する。取手市や竜ヶ崎市ではPCR検査センターを開設したが、利根町でもPCR検査が受けられるよう支援し、取手医師会への働きかけをすすめる。

水戸市やつくば市、土浦市などの繁華街でクラスターが発生した。大規模・地域集中的なPCR検査を実施したことにより、陽性者が減少したことが統計的にも明らかになっている。クラスターが予想される地域でも、大規模・地域集中的なPCR検査を実施し、負担は国に求める。

PCR等検査の自治体負担をなくし、国に財政措置を求める。

秋から冬にかけての新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、万全の体制をとる。

( 2 ) 11月17日現在、感染療養中の193名のうち、自宅療養が半数近い88人に達成している。無症状・軽症陽性者を保護する療養施設等を確保し療養する。

( 3 ) 「コロナによる減収補てんはしない」という国の姿勢を改めるよう求め、医療危機を打開する。

「第3波」では、感染防護具や医療用器材など医療物資が滞ることのないよう、県の責任で現場に届けると同時に、国に強く要請する。

医療機関、介護・福祉施設への減収補てんを国と県の責任で行う。コロナ患者を受け入れてきた病院や受診抑制などで医業収入が減少したすべての病院・診療所、介護・福祉施設に補てんを行う。夏に起った賞与減給など起こらないよう責任を果たす。感染防護具や医療用器材を国の責任で現場に届ける。

( 4 ) 保健所の体制を抜本的に強化する。

感染症対策以外の母子保健、自殺予防、難病・精神障害対策などに手が回らない事態も起こっている12カ所あった保健所を9カ所に縮小した。12カ所に戻すとともに、恒常的な定員増に踏み出す。

退職された職員・保健師の活用や臨時の配置を含め、保健所の緊急の体制強化を行う。

無症状や軽症の感染者を着実に発見・保護していくには、感染追跡を専門に行うトレーサーが不可欠である。保健所業務内容のなかに、感染症に責任を持った人員体制整備を十分行なう。

( 5 ) 医療・介護・障害福祉・保育などへの支援を抜本的に改善する。

国に対し、削減・抑制されてきた診療報酬の増額を求める。

売り上げや収入など前年比 30%以上減少した場合、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免する制度を来年度も実施する。

茨城県は県立病院が少なく、公的医療を担う病院をはじめ地域医療を支える医療機関への県の支援を強める。医師・看護師養成数の抜本的増員を図る。医療従事者の過酷な長時間労働を是正するよう、医師数の大幅増員とともに、県として医療大学校新設を国に求める。

現在の県地域医療構想は感染症対応を反映した計画に見直す。公立・公的病院の統廃合や病床削減は中止する。

通所サービス事業者が、訪問によるサービス提供を行なう場合の経費を保障する。

新型コロナウイルス感染症による介護報酬の特例措置について、利用者負担の押しつけは不適切であり撤回するよう国に求める。

医療的ケア児への対応として、ア)医療的ケア児本人が感染した場合、入院先・宿泊先での家族の付き添いを保障する、イ)介護者が感染した場合は、医療的ケア児本人の受け入れ先を確保する、ウ)短期入所の拡充を図る。

多くの医療機関で、夏のボーナスがカットされている。県として「一つの医療機関、介護・福祉施設も廃業に追い込まない」ための施策を講じる。

つくば市などで保育士給与に 3 万円の補助金を助成するなど対策を取っている。

「全産業平均より月 10 万円安い」とされる、介護・障害福祉・保育等で働く労働者の賃上げ・処遇改善を県としても行うこと。また国に強く求めること。国費による賃金への直接補助とともに、介護報酬、障害福祉の報酬、保育単価などを抜本的に引き上げるとともに、利用者の負担増にならないよう財政措置を講じるよう求める。

障害者入所施設・高齢者入所施設等で面会禁止となっていることから、「入所者がパニックを起こす」などの声が届いている。隔離できる面会場所等のスペース確保等への支援を行なう。

認可外保育施設に対し、運営費減収分等を補填する。

( 6 ) あらゆる偏見や差別、バッシングを許さないメッセージを県民に発信する。

( 7 ) 雇用と事業を持続させるために決めた支援をすみやかに現場に届け切る。

今後の感染流行を予想し、県の休業要請に応じて事業者を支払われた協力金について、複数回継続して行う。県の施策から美容院などが外されたが、実態に見合ったものに改善する。

国の雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などについては、必要な人に速やかに支給できるようにする。対象となる事業者、労働者への周知徹底、提出書類や手続きの簡素化、事前審査から事後チェックへの転換、申請者の立場に立った相談など、すみやかな審査と支給ができる体制をとる。

家賃支援給付金から、賃貸借契約書などが提出できない事業者が排除されたり、休業支援金で、シフト制の労働者、登録型派遣の労働者などが除外されている状況をただちに改め、家賃支払いや休業の実態に即した支援を行うこと。納税しているにもかかわらず持続化給付金・家賃支援ともに排除されている「みなし法人」を支援対象にする。

雇用調整助成金の特例措置の12月の打ち切りをやめるよう国に働きかける。延長後は、対象を中堅企業などまで広げるとともに、失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げる、給付期間を延長するなど、失業者への対策の強化を図るよう求める。

- (8) 持続化給付金を複数回支給すること、「地域事業継続給付金」制度を創設するよう国に求める。

持続化給付金は一回限りとせず、コロナ収束まで事業を維持できるよう継続的支援を行うよう国に求める。

地域や業種別の実情などもふまえた支援ができるように、「地域事業継続給付金」制度を創設し、国がそのための「交付金」を地方に支給するよう求める。

「Go To キャンペーン」を全面的に検証し、事業を抜本的にあらため、キャンペーンから外れた小さな店舗・企業を支える制度とするよう国に求める。

外食・観光消費の低迷は、米価暴落など第1次産業にも及んでいる。国による米の買い入れをはじめ、畜産、漁業を含めた支援を強化する。

- (9) 緊急小口、総合支援資金の特例貸付は本年12月で終了するが、2021年1月以降も延長するよう国に求める。貸付ではなく「給付」に転換し、当面、償還免除規定の拡充と簡便な規定の策定を求める。貸付申請・審査・決定・振込の手続きに2ヶ月近くかかっている現状を改善するため、迅速化に向けた人員やシステム体制を整備する。

- (10) 「文化補助金」を受けやすいように改善する・「文化芸術復興基金」を国が出資して創設するなど文化・芸術への支援を強化するよう国に働きかける。

イベントの中止などにもなうキャンセル料・必要経費への補償を行なう。

国の「文化補助金」は、あらかじめ自己資金を用意しないと補助が受けられない仕組みである。国が数千億円を出資し「文化芸術復興基金」を創設するよう求める。

- (11) 貧困・生活困窮に追い込まないための支援を強化する。

生活困窮者向け貸付金の返済免除制度の拡充、住居確保給付金の支給期間(最大9カ月)を延長するよう国に求める。

「生活保護申請は国民の権利」であることを県として市町村に周知徹底し、必要なすべての人が利用できるようにする。

(12) 教育支援と学びを保障する。

新型コロナ感染が広がるなかで小中学校・高校・特別支援学校が休校措置をとった。その後、分散登校による少人数の授業が行われ、教職員から「一人ひとりのこどもに目が行き届いた」など歓迎の声が寄せられた。教室の中で社会的距離を2～1メートル確保するには、1教室あたり20名程度となる。少人数学級の実現を国に求めるとともに、「茨城方式による」県独自の35人学級を全クラスで実施するとともに、段階的に20人程度の少人数学級をめざす。

休校、分散登校が解除された後、校内清掃や児童生徒の状況把握、授業時間の確保など、勤務時間や休暇取得を考慮する。一人ひとりの児童生徒に丁寧な学習指導を保障できるよう教職員を加配する。少人数学級実施に必要な教員を確保するため、処遇改善、長時間労働解消のための施策を国に求める。

学校再開後も小中高生の7割がストレスを感じているという調査もあり、子どものケアは引き続き重要である。「1日7時間授業」「3学期が1月4日から」などの措置を取る自治体も生まれている。「遅れへのあせり」から「詰め込み」に走るようなことなく、子どものストレスに配慮した学習計画と学校運営を行うようにする。スクールカウンセラーの加配に県補助をおこなう。

学校再開緊急対策事業は、「スクールバスの増便」「遠足・宿泊学習等利用のバス増便」「特別教室・空き教室へのエアコン設置」「部活動や大会開催支援」等、学校の状況に応じた幅広い事業にも対応するよう国に求めるとともに、県独自の補助をおこなう。

少人数学級に向けた中教審答申もあることから、当面コロナ禍の学校統廃合計画は中止するよう市町村に働きかける。

今後の感染拡大再発に備えて、オンライン授業等の準備をすすめておく。

特別支援学校において分散登校を希望する児童生徒に対し、スクールバスの対策や学校での感染防止策をすすめ、分散登校の条件整備をすすめる。

スクールバスや学校給食など学校生活を支える民間事業所に対し、年間運営費・委託費を補償する。

県立の高校・中高一貫校・特別支援学校、看護専門学校、産業技術専門学院、IT短大、医療大学、県立農業大学校、笠間陶芸大学校など、県教育機関等の学費について支払猶予を積極的に進めるとともに、収入減で学業の継続が困難な学生への学費減免を行う。

私学助成に特例措置の上乗せを行い、感染症対策と教育を支援する。保護者の失業や収入減など家計急変世帯の授業料補助制度等を積極的に周知し、保護者の負担を軽減する。その際、学校側に1割負担を求めず全額県補助とする。

アルバイト収入の減少で学費や生活費の負担に苦しむ学生に、一律学費半額を国に求めるとともに、県独自の支援策を行う。

県内大学、専門学校、日本語学校等でのテレワークやオンライン授業実施に向け、学生、大学双方への機材導入費用等に補助する。

- (13) 大学や専門学校での対面授業拡大への財政的支援と学生生活の支援を行うよう国に求める。

対面授業をはじめ大学での学びと交流を安全に実施できるよう、PCR検査や消毒、パーティション、換気設備の設置など大学等の感染症対策に必要な財政支援など国に求める。

学生支援緊急給付金は要件が厳しく、ほとんどの学生が「何も受給していない」(大学生協連調査)状況であり、要件緩和と規模の拡大など、経済支援を抜本的に拡充するよう国に求める。

授業料を一律半額免除するよう国に求める。

## 【2】暮らしを支える医療・福祉・介護の充実

- (1) 低年金者の底上げを図るため最低保障年金制度をつくる。「マクロ経済スライド」の廃止を国に求める。

- (2) 国民健康保険税を抜本的に引き下げる。

年金生活者や非正規労働者が多く加入する国保の「構造問題」解決に向け、国庫補助金の増額を図るとともに、全国知事会等が要求する1兆円の公費投入で高すぎる国保税を引き下げるよう国に求める。

国保加入世帯の人数にかかる「均等割」と各世帯に定額でかかる「平等割」が所得に関係なく賦課される仕組みによって重い負担を強いており、これを廃止する。特に18歳までの子どもの均等割を軽減免除する措置を国に求める。

国保税の所得に占める負担割合は本県で13%である。国保税が高すぎて払いたくても払えず、滞納せざるを得ない深刻な事態である。22年4月からの所得割・均等割の賦課方式の統一は中止する。とくに子どもの均等割を免除するなどの子育て支援策のとるとともに、低所得者の減免制度を拡充する。

保険者努力支援制度は、国が評価指標で採点し、県・市町村に交付金を補助する仕組みである。収納率向上や市町村の法定外繰入の削減・解消を推進するため、その進捗が進まない場合は交付金を削減するとしている。とくに法定外繰入は市町村の政策判断で行っており、その解消・削減を押しつけるべきでない。国保税滞納者への制裁といえる短期保険証・資格証明書は交付しない。一方的な差し押さえをやめ、丁寧で親身な相談業務をおこなう。

国保事業納付算定に含まれていない、市町村が実施する特定健診事業や出産育児一時金等の費用への県補助を新設する。

傷病手当について、給与所得者だけでなく農業者や自営業など事業主も対象とする。

( 3 ) 後期高齢者医療の保険料と窓口負担を引き下げる。

短期保険証は発行しない。

年金収入が年 80 万円以下の低所得者にたいして実施していた保険料 9 割軽減の特例措置が廃止された。このため、本則の 7 割軽減に引き下げられ負担増となっている。高齢者を年齢で区切り、別枠の医療保険に強制的に囲い込み負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保険制度に戻すよう国に求める。

( 4 ) 医師確保対策と地域医療をまもる

茨城は医師数が不足しており、医師数の抜本増員を国に求める。新たな「医師確保策」は、国の数式により県が偏在指標を出し実行しているが、医師数の絶対的不足という課題を解決しないままでは地域間の医師の取り合いになるだけである。

医師確保のために修学資金貸与制度の拡充を図るとともに、地域枠を拡大する。医師数を全国平均にするため医科大学新設を認めるよう国に求める。

公立・公的病院の統合再編の検討が必要として、霞ヶ浦医療センター等の実名リストが公表され地域住民から不安の声があがっている。地域医療を懸命に守っている病院であり、病床削減ありきで統合再編することは県民の願いに逆行する。リスト撤回を国に求める。

なめがた地域医療センターの今後のあり方を検討しているが、縮小再編にあたって地域住民から 2 万余の署名が寄せられており、地域要求に応えた医療体制の拡充、人員確保を県厚生連に求める。

公立病院への財政支援を図る。常陸大宮済生会病院への常陸大宮市の支出は 3 億 3 千万円に対し県は 800 万円。県の財政支援を強め、所在自治体の財政負担を少なくする。

「医療費適正化計画」は都道府県に病床再編、後発医薬品の使用促進、給付費の効率化などを義務づけた。「適正化計画」が定める医療給付費の「目標」と、「地域医療構想」による病床削減、「国保運営方針」による国保の財政運営をリンクさせており、撤廃を国に求める。県は地域医療構想で「機械的な病床削減を求めない」としており、必要な医療体制の維持・拡充をはかる。

看護師の増員をはかる。看護専門学校の新設とともに、看護学生への修学資金貸与と制度を拡充する。看護師の労働条件改善のための診療報酬改革を国に求める。

診療報酬の適正な引き上げ国に求める。



がん治療を強める。死亡原因第1位のがんの予防・治療は、所得や地域にかかわらず早期発見・治療が受けられる態勢を整備する。特に遅れている健康診断の受診率を上げるための対策をおこなう。

不妊治療費の保険適用・高額医療費適用とするよう国に求める。

全県のドクターヘリ体制を拡充する。

保健師数が全国42位と少なく増員と育成を図る。

#### (5) 子どもの医療費助成の拡充

子どもの医療費助成制度は、外来も高校卒業まで拡大し、所得制限も窓口負担もない完全無料化をはかる。国に制度化を求める。

小学生以上や妊産婦、重度障害者、ひとり親家庭の医療費助成市町村にたいする国庫負担減額のペナルティ全廃を引き続き国に求める。

#### (6) 児童手当・児童扶養手当などの社会的支援を強める

児童手当支給を18歳まで拡大する。

児童手当から学校給食費や保育料を徴収可能とした法改定の見直しを国に求める。ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当の支給額の抜本的な増額を国に求める。

公的年金と児童扶養手当の併用支給を認めるなど改善を国に求める。

児童扶養手当の第2子以降への加算額を一律1万円に引き上げる。年6回の分割支給を毎月支給に改善するとともに20才未満までの支給延長を国に求める。

子ども食堂や学習支援事業への財政支援を実施する。

#### (7) 児童相談所、児童養護施設の拡充

増え続ける児童虐待の防止対策のため、保育所や学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など子どもにかかわる専門機関の連携を強化する。

中核的役割を担う児童相談所の相談支援体制の強化に向け、県南地域は人口増を考慮し児童相談所を増設し、一時保護所を併設する。児童福祉司と児童心理士の抜本的な増員と専門性向上に向けた研修を充実する。

児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親への支援を強める。乳児院、児童養護施設などの職員配置の改善・増員と負担軽減、施設の改善、小規模化、家庭的養護をすすめる。

児童養護施設(18施設)の大幅定員削減計画は見直す。

児童養護施設や里親とともに暮らす子どもたちの教育、進学への支援を強めるとともに、18歳以上の継続措置を柔軟にすすめながら、進学や就職への安定的な自立援助を保障する。

里親制度をより使いやすい制度に改善し、相談、里親同士の相互交流、児童相

談所や学校などとの連携強化など里親への支援を強める。

( 8 ) 認可保育所を増設し待機児童を解消する

幼児教育・保育の無償化は、消費税を財源とせず行う。0～2歳児の保育料を完全無償化する。その際、給食費の主食・副食の無料化を国に求める。

市町村の独自上乗せや負担軽減について、県として支援する。

小規模保育園や企業主導型保育所、認可外保育施設は、国が示す指導監督基準によって「保育の質」の担保が義務づけられており、早急な達成を指導する。重大事故の再発を防止し、行政指導を行っても指導監督基準を満たさない施設は改善勧告や施設名公表等の行政処分を迅速に行う。すべての施設が基準を満たせるよう、認可外保育施設の保育士配置や施設整備に必要な財政支援を行う。

「県独自の多子世帯の保育料負担軽減事業をさらに拡充する。

認可保育所を増設し、潜在的待機児童を含めてゼロにする。地域の保育ニーズや潜在的待機児童の実態を正確に把握し、保育所整備計画に反映させる。とくに待機児童が多い0～2歳児の定員をふやす。

市町村が公立保育所の建替等をすすめられるよう国に対し運営費国庫負担分の復活を国に求めるとともに、県独自の支援制度を創設する。

保育士の配置基準について最低基準の引き上げ、4・5歳児の配置改善加算の早急な実施を国に求める。

保育士の賃金引き上げ等の処遇改善をすすめる。保育士の専門性に見合った賃金に引き上げ、保育士確保のための県独自の給与上乗せ補助を実施する。保育士以外の職員に対する処遇改善もおこなう。保育士の研修や仕事の準備、事務の時間確保ができる運営費に改善するよう国に求める。

障害児や発達障害児の保育に対する県補助を創設し、市町村補助との格差を是正する。

保育における公定価格を引き上げる。

( 9 ) 学童保育の増設と保育内容の拡充

共働き世帯やひとり親家庭が増えており、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育を必要な数だけ増設し、待機児童を解消する。入所要件を満たすすべての子どもが利用でき、毎日の生活の場にふさわしい安全で楽しい施設・設備に改善する。

学童保育の増設、施設の改善・拡充、高学年児童や障害児の受け入れ等、市町村まかせで施設・運営面での自治体間格差が広がっている。法改定で対象が小学6年生まで拡大されたが、施設や指導員の不足を理由に利用が制限されている。

指導員を複数配置し、有資格者の配置を『従うべき』基準に戻すなど処遇改善へ支援策を強める。国の処遇改善事業や給与改善事業の積極的活用を市町村に働

きかける。放課後児童支援員認定資格研修を受講しやすいよう、研修回数と場所の増加、参加枠の拡大をはかる。

障害児の受け入れについて、国の交付金に加え、県の補助制度を創設する。国基準は1施設が概ね40人以下であり、71人以上の大規模施設の分割を早期にすすめる。

利用料の軽減にたいする県補助を実施し、低所得世帯やひとり親家庭、多子世帯の学童保育料の負担を軽減する。

すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」と「学童保育」は一体化ではなく、それぞれ充実させ連携強化をはかる。

#### (10) 安心して利用できる介護保険への改善

介護保険料の値上げは行わない。介護保険料滞納者への差し押さえ処分は行わない。国庫負担割合の引き上げを求める。県独自の保険料・利用料の減免制度を設ける。

要支援1・2の訪問・通所介護を保険給付に戻す。要介護1・2の訪問・通所介護や福祉用具の利用制限など介護のとりあげを行わないよう国に求める。

特別養護老人ホームを増設し、待機者を解消する。要介護1・2も養護老人ホームに入所できるよう独自制度を設ける。「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を全要介護者まで拡大する給付外しは行わないよう国に求める。

介護職員の処遇改善について、現行加算と特定加算の実施状況を調査・公表するとともに、利用者や市町村の負担増につながらないよう財政措置する。

ケアプラン有料化は行わない。ケアプランの報酬体系を見直し、ケアマネジャーの独立性を保障するケアマネジメント報酬へ引き上げるよう国に求める。

介護事業所の経営が困難となる理由に収入減とともに人材確保の困難があげられる。介護職員の処遇改善へ報酬改定を国に求めるとともに、県独自の補助制度を創設する。

主任介護支援専門員を管理者要件とする経過措置を延長する。

特養ホームや老健施設の職員配置基準を見直し実態に合うよう増やす。

介護初任者研修資格取得の支援体制を強化する。

介護職をめざす若者に給付制の奨学金制度を確立する。介護資格取得貸付制度は給付制にする。

#### (11) 必要な人すべてが受けられる生活保護制度の確立

コロナ禍で、くらしが困難になり生活保護申請が増えている。3月から3回にわたり、速やかに生活保護が受給できるよう申請手続きの簡素化を求める国の通達が出されたが、自治体に徹底されていない。速やかに受給できるようにする。

受給者に対し、持病などの健康状況を考慮しない就労指導が行われ、月5万円の賃金目標やダブルワークが求められている。実態にあった指導に改めるよう徹底する。

福祉施策全般を後退させる生活保護基準の引き下げは行わない。政府は生活保護制度を改悪し、母子加算や0～2歳時の児童養育費の加算を削減している。子育て支援に逆行する施策の中止を国に求める。老齢加算は復活する。

2018年4月以前の生活保護受給者についても、エアコン設置補助を支給するとともに、電気代として夏季加算を創設する。

扶養義務調査は、親族と生活保護利用者の関係を悪化させ、生活保護の受給を抑制している。親族の関係を悪化させる扶養義務調査を中止するよう国に求める。

生活保護のケースワーカー職員を増員する。

実態に即して車の保有を認める。特に母子家庭の保育所送迎や障害者の通院などに配慮する。

生活保護制度の周知徹底をはかる。広報紙などで制度の内容や手続きを知らせる。窓口に来た人に申請書を速やかに渡し受け付ける。そのうえで生活状況を調査する。

つくば市の級地指定引き上げを国に求める。

#### (12) 障害児・者の施策充実、医療的ケア児と家族への支援

「あすなるの郷」は、障害者の権利と尊厳を保障する立場に立ち、定員の削減計画は中止する。民間移管は行わず、県が全施設の建て替えと施設の維持管理に責任を持つ。

重度身体障害者入所施設の不足が深刻であり、施設を増設する。

重度心身障害児や医療的ケア児とその家族への支援を強める。重症心身障害児を受け入れる医療機関、通所施設への人的、財政的な支援策として、看護師や機能訓練士の確保を支援する。医療的ケア児に対応するショートステイやレスパイト事業を提供する医療型児童発達支援センターを設置する。地域毎の偏在解消、特に県南地域への新設をすすめる。

障害者施設で働く職員の処遇改善を国に求める。

停電時に在宅で人工呼吸器等を稼働する発電機の購入費補助を実施する。

障害者が地域で自立した生活ができるよう、身近な所にケアホーム・ショートステイ、グループ入所施設を増設をはかる。

障害者手帳1、2級所持者の自宅改造のためのリフォーム補助制度を創設する。住宅備品は下肢障害、養育手帳Aなどに限られている。

24時間365日対応できる精神科一般救急医療体制を早急に整備する。

精神障害者も医療費助成をさらに拡充する。福祉手帳の1級にととまらず、2

級所持者まで医療費助成を拡大する。

難病患者の医療費助成は無料に戻し、特定疾患の指定拡充を国に求める。県の独自補助を創設する。

加齢性難聴者への補聴器購入助成制度の創設、さらに保険適用化を国に求める。

総合福祉会館の第2駐車場を近くに確保する。

障害者や高齢者などを受け入れるための「福祉避難所」指定施設は2次避難所となるが、車椅子利用者などが複数回移動することがないように必要な体制を整備する。

#### (13) 動物愛護の推進

老朽化した県動物指導センターを早急に建て替えるとともに、名称を「動物愛護センター」に改称する。

「茨城県犬猫殺処分ゼロをめざす条例」実現に取り組む。動物愛護団体や県獣医師会とも協力し、里親探しや県営の一時保護所(シェルター)を複数箇所設置する。負傷動物の受入れは県動物指導センターと県内約100ヶ所の指定病院以外の動物病院でも受け入れるようにする。

「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の野犬掃討に薬物を使用することができる条項は削除する。

#### (14) 被爆者援護の適用対象が被爆者本人に限られている。被爆2世等の健康被害が深刻に表れており、被爆者と同等の援護を実現する法改正とともに全国の実態把握をおこなうよう国に求める。

### 【3】すべての子どもの学びを尊重する教育の実現

(1) 「いじめ・体罰・不適切指導」から子どもの命と人権を守る。学校での対応として、いじめへの対応を後回しにしない命最優先の原則の確立、教職員・保護者の情報共有を重視、子どもの自主性を高めていじめをとめる人間関係をつくる、被害者の安全を確保し、加害者への厳正で適切な対応、被害者家族の真相を知る権利を尊重して情報を隠さない。

(2) 不登校を本人や家庭の責任とする風潮をあらため、学校強制でない教育の権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から、子どもと親が安心して相談できる窓口の拡充、子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設の拡充、学校以外のさまざまな学びの場(フリースクール、フリースペースなど)や親の会などへの公的な支援を行う。

(3) 公立学校の教員への1年単位の变形労働時間制の導入に反対する。1年単位の变形労働時間制は、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」とあわせて平均で1日当たり8時間におさめる制度で、教員の異常な長時間労働を加速しかねない。

(4) 教職員の働くルール確立のため、教員の残業代不支給規定の削除と残業時間の

規制を国に求める、労働時間把握と健康管理を行う、専門職としての尊重、自律性や自主的研修などを重視し、保障する、非正規教職員について、低い給与を引き上げるとともに、フルタイム教員は基本的に正規雇用をすすめる。

- ( 5 ) 学校の統廃合は、子どもの教育環境や地域コミュニティに大きな影響を与え、地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、いざという時の安全面の不安などでもデメリットがある。一方的な統廃合ではなく、小規模校を地域に残して充実させる教育実践を進める。
- ( 6 ) 学校施設整備の予算を増額し、校舎や施設の老朽化対策を抜本的に強化する。普通教室だけでなく特別教室や体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化等の改善を早急にすすめる。学校の非構造部材(天井材、内外装材、照明器具等)の耐震化を実施するとともに、避難所として必要な水や燃料、毛布などの整備を進める。
- ( 7 ) 公立図書館を充実させるとともに、学校図書館への1校1名の専任司書を配置し、子どもたちに豊かな読書や知る喜びを保障し、教師には豊かな授業展開のための情報や資料の提供を可能とする。学校図書館の司書配置について、非正規職員の割合が高く、採用要件等も自治体によって差がある。学校司書の身分や勤務条件等の整備に必要な予算措置を講じる。
- ( 8 ) 学校給食の無償化をはじめ、義務教育で残されている制服や副教材、部活動日など保護者負担を軽減する。スクールバスの無料化が実施・継続できるよう、県や国の補助制度を恒久化する。
- ( 9 ) 給食パン、米飯、めんなど主食の安定供給を図るための取組を推進する。パン小麦にグリホサートなどの有害な農薬を使用しない。
- ( 10 ) 就学援助の国庫負担制度をもとに戻すよう求めるとともに、市町村の実施状況を把握する。援助対象を生活保護基準×1.5倍まで広げ、支給額の増額や援助内容を拡充するとともに、利用しやすい制度に改善する。
- ( 11 ) 高校教育の無償化を進めるために、私立高校の施設設備費をふくむ学費無償化や就学支援金の夫婦所得590万円未満の上限を広げ、所得制限の撤廃をはかる。私学助成について「建学の精神」を尊重し、学校評価を助成の交付要件にしている県の方針を見直す。
- ( 12 ) 県立中高一貫校の開設は受験競争を早期化・激化させ、家庭の経済格差がさらに学力格差に反映されることになる。県立高校の40人学級を是正して少人数教育に踏み出す。中高一貫校の「校長選考試験」は見直す。つくば市に県立高校を新設する。
- ( 13 ) 特別支援教育において、①教室・教員不足の早期解消、②過密化、老朽化を解消するための学校の増設、学級定数を8人から6人に改善して教員を増やす、発達障害児に必要な通級指導教室(LD等)の中学校における通級指導教室の設置が遅れている。潜在的ニーズを明らかにして教室と教員配置を増やす、高校での特別支援教育の体制を確立する。インクルーシブ教育の合意形成をはかり、小規模分散の地域密着型の学

校とする。県内一過密過大で教室不足も深刻なつくば特別支援学校は増築ではなく、新校の設置で対応する。

- ( 1 4 ) 特別支援学校の設置基準の策定にあたり、1校あたり150～200人程度の児童生徒数や学級数の上限を明記し、通学時間は1時間以内とするなど具体的基準とするよう国に求める。小中学校で設置されている特別教室のほか、特別支援学校独自の特別教室や障害種に合わせ必要な施設・設備の設置を明記する。
- ( 1 5 ) 外国人の子どもへの教育条件として、公立学校への受け入れ体制の整備、外国人学校への支援、日本語教室設置、公立高校への入学資格の改善など在外外国人の子どもの教育を保障する。
- ( 1 6 ) 公立夜間中学の開設をさらに推進するため、教員配置と研修保障、日本語指導教員等の配置、バリアフリー化をはかる。
- ( 1 7 ) 性的マイノリティ（LGBT）の子どもへの配慮をすすめ、「児童生徒が自認する性別の制服・体操着・髪型などを認める」、「着替えの別室利用を認める」、「修学旅行での宿泊部屋や入浴に配慮する」等の具体的取り組みを行うとともに、研修や授業で教職員や子どもたちの理解をすすめる。
- ( 1 8 ) すべての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料を一律半額免除し、段階的に無償化をはるよう国に求める。貸与型奨学金は無利子とするとともに、低所得者を対象にした給付型奨学金制度を拡充し、必要な学生が利用できるよう求める。県独自の給付型奨学金を大幅に拡充する。

#### 【 4 】 中小企業支援を強め、安定した雇用を拡大する

- ( 1 ) 本県の最低賃金は、10月改定で時給851円（前年比2円増）となった。全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めるとともに、本県の最低賃金をただちに時給1000円に引き上げ、1500円をめざすよう県内企業や雇用者に働きかける。その際、中小企業の賃上げ支援予算の増額と、社会保険料の事業主負担分の減免等を国に求める。
- ( 2 ) 大企業の再編リストラに飲み込まれ、廃業となる中小事業所が顕在化している。グローバル企業と言えども、事業所の閉鎖、移転、縮小には自治体と協議する仕組み「リストラ・アセスメント制度」をつくって雇用の維持を働きかける。
- ( 3 ) 職場においてジェンダー平等の促進と、同一労働同一賃金を実現するとともに、あらゆるハラスメントを防止する取り組みを強化する。
- ( 4 ) 所得税法56条を改正し、家族従業者の働き分を正当が評価されるよう税制改正を国に求める。
- ( 5 ) 県や市町村、民間企業の障害者法定雇用率の厳守を徹底し、さらに法定雇用率を引き

上げる。定着支援を適切におこなうためにジョブコーチ（職場適応援助者）を増員する。

- (6) 中小企業の事業承継や人材雇用・育成支援を強化する。石川県、京都府、兵庫県、大分県のように、就職した若者の奨学金返還を助けている中小企業に対して県補助制度を創設する。
- (7) 小・中・高校と子どもの成長に合わせて職場体験やキャリア講座を実施できるよう教育機関や地元企業との連携を促進する。すべての高校生が、アルバイトや仕事に必要な労働法制の基礎知識を身に付けられるよう支援する。高校生に配布する冊子に、「無期転換ルール」「残業時間の上限規制」についても追加して記述する。
- (8) 外国人労働者に人間らしい生活を保障するため、外国人材支援センターでの生活全般に係るワンストップ相談を推進するとともに、すべての市町村で日本語教室や総合相談を実施できるよう支援する。技能実習とは名ばかりの安価な労働力とされ、強制労働、低賃金、高額の保証金や違約金、強制帰国、セクハラなどの人権侵害を防止する取り組みを強化する。

## 【5】地域農業を再生し、食料自給率を向上させる

- (1) 農業経営の持続的な再生産を保障するため、農産物価格を一定の水準で支える価格保障と、農業後継者を新たにつくる所得補償を抜本的に充実させる。農業者戸別所得補償の復活を国に求める。
- (2) 新規就農者を安定的に増やすため、市町村と連携した県の目標を設定する。次世代人材投資事業は、多くの就農希望者が活用できるよう、研修受入の認定先を増やす。ニューファーマー育成研修事業について、基金の運用益による予算では不足が生じており、直接の財源確保など事業のあり方を改善する。
- (3) 国の種苗法改正案にたいし、自家増殖を農民の権利として認め、農民に新たな負担を強いることがないよう、国に対して強く求める。
- (4) 豚熱や鳥インフルエンザ等の感染拡大を防止するための措置に万全を期すよう国に求める。患畜が発生した場合には、経営を再建できるよう長期間の経済支援を行う。畜産経営を維持・再建し、生活に支障がないよう十分な措置を講じることを国に求める。
- (5) 牛マルキンについて、生産者負担金の免除を維持し、国庫負担によって生産コストと販売価格の差額の9割補填を維持することを国に強く求めるとともに、県として独自補填を行う。
- (6) イノシシ等鳥獣被害対策を強める。電気柵やわなの設置費に100%補助を実施するなど、農家や自治体の取り組み、駆除に参加する猟友会員を支援する。イノシシの



抜本的・総合的な駆除対策をすすめる。

- (7) 農業共済制度について、自然災害による農産物被害が増えている一方、掛け金が高い割に給付が少なく、加入率は低迷している。長野県など19道県の自治体で共済の農家負担金への助成が行われており、本県でも掛け金助成を実施する。
- (8) 県産材利用促進のため学校や公営住宅など、公共事業への利用を積極的に進める。「木づかい」事業の対象件数や予算額を増やし、要件を満たす申請者すべてに補助を実施する。
- (9) 漁業者の所得補償や販路の確保、地産地消の推進、水産加工の振興に取り組む。後継者対策や人材育成総合支援の制度について、若手が担える漁業にむけて対象要件の拡大や家賃を含めた補助額の引き上げなどを実施し、制度の活用を拡大する。

## 【6】環境を守り、安心して暮らせるまちづくり

### (1) 住宅・空き家対策

若い世代の県内定住には、雇用の確保、交通網の発達とともに、安価な住宅が必要である。「住まいは福祉」という立場から、特に市町村営住宅が少ない自治体に対し建設を促すとともに県営住宅を確保する。

県営住宅では、入居の際の連帯保証人制度を廃止する。家賃減免制度は非課税世帯に加え、病気、失業者も免除する。入居条件のうち「県内居住、または勤務先があること」を削除する。税金を滞納分割した場合は入居を認めるなど改善を図る。県営住宅の老朽化が目立つが、定期的な点検、補修を行う。

UR賃貸住宅(取手・戸頭団地)を災害時の「避難住宅」「みなし仮設住宅」として活用できるようにする。URは8棟を壊す計画だが、耐震性に問題はなく使用できるものである。

雇用促進住宅の民間売却後も入居者の居住権を保障し、家賃の値上げもおこなわないよう求める。

空き家が増えるなか、市町村が行う「空き家条例」「空き家バンク」に対し支援を図る。また、持ち主不明や管理されていない土地建物も増えている。周辺住民の安全や景観維持の障害ともなっており、取り壊し等にかかる費用を担保する制度をつくる。

### (2) 道路整備・交通安全

道路維持予算を抜本的に引き上げる。県道の改修、信号機の設置、歩道整備、雑草の草刈りなど、安全な道路づくりをすすめる。誘導線(センターライン、停止線等)、横断歩道等が薄く、消えている部分もあり道路の劣化防止に予算を取り対応する。

【水戸市内】

都市計画道路 3・3・2号線（酒門工区）の早期完成をめざす。

立水戸市立酒門小学校の通学路である県道下入野水戸線と水戸市道酒門87号線の交差点（中華料理店脇）に信号を設置する。

水戸市道寿8号線と寿94号線の交差点（水戸市立寿小学校東側）の信号を音響付き信号機に変更する。

県道長沢・水戸線の下国井・上国井部分の歩道未整備地区は通学路にもなっており、道路の拡幅と歩道の整備を急ぎ行う。

県道水戸神栖線の水戸駅北口「細谷ビル前」の横断歩道前の路面凸凹がひどく白線も消えていて危険である。早急に整備する。

視覚障害者が安全に交差点を渡れるよう、水戸市梅が丘小学校入り口交差点に音響信号機を設置する。

#### 【つくば市内】

つくば市中根金田台開発地域内の道路と土浦学園線の早期接続を図る。

県道・上野花室線を土浦学園線まで延伸する。

つくば市内県道の補修整備

（ア）東大通りや土浦学園線交通公園付近など県道歩道が暗いため、街灯を増やす。

（イ）歩道の凸凹の補修 土浦学園線のつくば銀行～スタジオアリス。土浦学園線のララガーデン～土浦方向、草木の伐採。野田線の梅園 2 丁目～東 2 丁目。408 号の歩道整備

（ウ）梅園 2 丁目交差点高校側道路が雨で冠水する。

（エ）国道 6 号に通じる館野牛久線は、牛久市田宮町付近でとくに道幅が狭くなっているため、車が走っていると自転車や人が通行できない。

（オ）県道 143 号谷田部牛久線の高見原南バス停付近の歩道の整備

（カ）東大通りと中央通りの交差点の水没を解消する。長年の要望である。

（キ）東大通り・柴崎交差点大学前の水たまりの解消。

（ク）県道 201 号藤沢荒川沖線は歩道が片側にしかなく、通学時間帯は徒歩の小学生と自転車の中学生在が交差しているが、交通量が多く危険であり、歩道を両側に設置する。ファミリーマート上の室店前交差点にガードレールを設置する。

（ケ）県道 123 号土浦板東線のつくば市倉掛地内と交差する農道より東側～九重橋～宮本建具ガラス店前付近まで歩道の草刈り

みどりの地域に交番を設置する。

信号機の設置、及び改善等の要望箇所

（ア）市役所前正面の道路に信号機、または横断用の押しボタン信号機。

（イ）354 号線東 2 丁目の信号機は、青信号が長い。

（ウ）はま寿司つくば研究学園店前交差点（学園の森 2 丁目 1 付近）。

（エ）県道 46 号野田牛久線の宝陽台 2 - 1・秋元自動車とコスモ石油販売店前交差

点。

- (オ) 県道 143 号谷田部牛久線・高崎十字路の信号機を時差式に。
- (カ) 県道 143 号谷田部牛久線と県道 19 号サイエンス通り交差点の信号機を時差式に。
- (キ) 春風台、上野方面から坂を上ってきた地点。
- (ク) 春風台と桜の森の間、上境よりの県道。
- (ケ) 県道 123 号、土浦市上高津のコンビニ・ミニストップ前の T 字路交差点。
- (コ) 県道 201 号藤沢荒川沖線、上ノ室南部の横断歩道の白線が消えている。
- (サ) サイエンス大通りの海道交差点北から圏央道つくば中央 IC 入り口手前付近に伸びるゼブラゾーンによる規制は危険。海道交差点付近は 3 車線だが、すぐ 2 車線となり、さらにすぐ 3 車線となっており、交通事故が発生した。
- (シ) 県道 123 号土浦板東線・倉掛地域のつくば石焼き芋店前交差点。  
みどりの地域に郵便局を設置するよう日本郵便株式会社に要請する。

#### 【取手市内】

取手市寺田・とげぬき地蔵尊付近は「大規模盛土造成地」となっており、国道 294 号線にかかることから目視だけでなく空洞化調査を行う。

県道取手常総線および守谷藤代線の岡地域、山王・和田地域に歩道を設置する。

県道取手谷中線業繕田橋付近のつつじが丘団地からの出口に歩道設置・安全対策を図る。

県の街路照明灯設置予算の増額を求め、国道 294 号線・県道取手東線・谷中線の交差点・危険箇所の街路灯を増設する。

取手市高須地区内県道長沖藤代線バイパス建設計画実施に取り組む。

県道取手東線の片町交差点コンビニ駐車場と県道間に歩道を設置し歩行者の安全対策を図る。

競輪場敷地内に貯溜池等、近隣への雨水排水・土砂崩れ問題対策を図る。

小堀堤防下県道から我孫子市中峠に続く県境侵入道路を整備する。

国道 294 号から 6 号国道に入る付近から、側溝（歩道になっている）の段差が大きく、また破損箇所もあり歩行者の通行に危険を伴うため段差を解消する。取手駅西口入り口付近までの国道 6 号の狭い歩道の歩行者・自転車の安全対策を図る。

県道中内～大塚線歩道のインターロッキングは、植木は根を張り歩道に亀裂、デコボコ、雨ふりには歩道を歩けないこともあり改善すること。

県道取手東線ミスターマックス東側入り口交差点に、街路灯を設置すること。

東 3 丁目 10～11 地先の堤防天端にベンチを設置すること。

利根川土手の階段の手すりを増設・設置すること。(ア) 取手 1 - 7 - 32 シルクハイツ付近、(イ) 東 3 - 7 - 2 地先、(ウ) 東 3 - 6 - 23 地先、(エ) 東 3 - 11 -

1地先(オ)東3-10-17地先。  
国道6号取手市街地内に街路灯を増設すること。  
取手市道ふれあい道路を県に移管すること。  
都市計画道路345号新道みずきの線(県道守谷藤代線)の早期完成を。  
県道取手東線について、現在進行中の小文間戸田井区域の整備を促進するとともに、取手駅~片町交差点まで低木の植樹など緑化を図る。  
県道取手谷中線・上新町環状線(国道から取手谷中線間)について、(ア)上新町環状線と取手谷中線交差点の安全対策を図る、(イ)環状線から井野(右折)・つつじヶ丘(左折)への侵入交差点に入口表示看板を設置する。  
県道白山前取手線について、取手二高正門前からのT字路にカーブミラーを設置する。  
競輪場駐車場の一部(白山商店街より)を、ゆうあいプラザ及び白山公民館の駐車場としての利用を開放すること。競輪場敷地内駐車場道路の街灯を増設すること。(特に3・4・3号線側からのT字路付近に)

#### 【その他】

かすみがうら市戸崎地内の国道354号交差点は道路が曲線上となっているため対向車が見えにくく事故が多発している。道路の拡幅など大幅な改良を行う。  
若草大橋有料道路を無料化する。2020年9月1日から12月31日まで、朝6時から8時までの2時間を無料とする「若草大橋有料道路の社会化実験」を、利根町が約1050万円かけ行なっている。若草大橋有料道路は、栄橋の渋滞緩和を目的に作られたが、作った場所が悪く渋滞は全く緩和されていない。県は、若草大橋有料道路の通行量・場所などの計画そのものが間違っていたと認め、2036年の償還を待つことなく、県が全額負担し若草大橋有料道路を無料とする。  
土浦市内県道141号線(牛渡馬場山土浦線)の歩道において、木田余東台5丁目31から神立町1690-4に接する区間の雨天時の大きな水溜まりの解消、定期的な草刈り等の整備を行う。  
笠間市内手越西交差点周辺の安全対策を進める。

#### (3) 鉄道・コミュニティ交通

市町村が独自に運行しているコミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシー等への助成を拡充する。高齢者や学生等の移動手段として充実を求める要望は強く、行政区を越えて相互に乗り入れ運行ができるよう、市町村支援と協議会立ち上げ等の役割を果たす。  
高齢化率が42%を超える利根町において、高齢者の移動手段の確保は喫緊の問題である。町内を走るバスは無料の福祉バスとなっており、龍ヶ崎市などが活用する地域公共交通確保維持改善事業の補助金対象から外れている。無料福祉バスも

補助金の対象とするよう国に求めるとともに、県として対策を講じる。  
鉄道の安全対策、バリアフリー化を各鉄道各社に求める。ホームドアの設置、点字ブロックや音声案内装置の設置等、安全対策を義務付けるよう国に求める。  
ＪＲ岩間駅の自由通路、及び駅構内へ音声案内装置を設置する際に、国補助を求めるとともに県補助を行う。  
ＪＲ取手駅東口のバリアフリー化について、取手市外からの乗降客も多い駅であることから、県も応分の負担を図る。  
精神障害者２級者にもＪＲなど鉄道会社の交通運賃割引制度の適用を図るよう求める。  
ＪＲ千代田線の朝夕の増便、昼間の時間帯の運行をはかるようＪＲに求める。  
取手駅東口も改札に駅員を配置するようＪＲに求める。  
関東鉄道西取手駅にエレベーターを設置するよう働きかける。  
鹿島スタジアムへの乗降客が多いＪＲ鹿島神宮駅にエレベーターを設置するよう求める。  
つくばエクスプレスは毎年黒字となっており、特に通学定期券をＪＲ並みに引き下げるよう要請する。  
取手市桜ヶ丘のバス便の拡充、バス停に屋根とベンチを設置する。  
過疎地域に指定された利根町は、在来線がなく公共交通が不便であり人口流出が止まらない。高齢化率が４４％を超え免許返納する高齢者も多く、移動手段の確保は喫緊の課題である。利根町では大利根交通を利用し福祉バスを運行しているが、無料であることから補助金の対象になっておらず、本数、ルートが少なく使い勝手が悪い。財源の乏しい利根町単独事業では運行が難しい状況である。地域の活性化と再生を図るためにも、地域公共交通確保維持改善事業の強化を求める。

#### (４) 環境対策

一定規模以上の再生可能エネルギー施設設置は、県や地元住民の同意などを必要とする制度とするよう求めること。その際は情報公開と、地域住民や専門家も交えた協議の場を設ける。事業者には処分費用積み立てを義務付けることを国に求める。利根町でも太陽光発電施設が急速に普及したが、台風や大雨での浸水や破損状況、有害物質による環境汚染について、調査状況を明らかにすること。  
日立市が候補地に選定された産業廃棄物最終処分場は建設を中止する。  
「エコフロンティアかさま」の安全確保を図る。最終処分場では不均等な沈下による遮水シート損傷、有害物質等に汚染された浸出水が環境に排水される可能性、最終処分場の堰堤が高く伸び上がったことにより堰堤の崩落が起こらないのかなど懸念の声が強い。住民の安全確保を図るため必要な対策を進める。  
エコフロンティアかさまの運用が終了後も、地域住民、環境へ悪影響を及ぼすこと

が無いよう、最終処分場の安全管理を継続し安全対策を進める。監視委員会等を定期的、継続的に開催する。万一事故が発生した場合には迅速な安全対策を行う。

温室効果ガス削減に逆行する石炭火力発電所の新增設計画は認めない。

蓄電池導入への補助も含めて、住宅用太陽光発電への補助を復活する。

県許可の林地開発により山林が掘削・盛り土され、太陽光発電施設等が建設され、建設後、あるいは建設途上に近隣住民に被害をもたらした場合、市町村に権限を委譲した後でも、県として住民救済の対応を図ること。

1ha未満の林地開発は樹木伐採の届け出を市町村に行うことになっているが、市町村には許可権限がない。環境を守り保全し、住民の住環境と安全を守ることができるよう、林地開発の基準を定める県条例をつくる。さらに国の立法措置ができるよう提言をまとめ、有効な対応ができるよう働きかける。

「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」は、周辺住民の意見を充分反映できるものに改定する。特に県の許可面積を他県並みに引き下げると同時に、他県からの搬入はおこなわないようにする。県の監視体制を強化する。

「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」について、農地(休耕田を畑地になど地目変更)への建設残土による「盛り土」「埋め立て」について条例の内容を、地権者に対し、周知徹底・指導を行う。

取手競輪場敷地の近隣への雨水排水・土砂崩れ等、問題対策をはかること。雨水排水は競輪場施設内で処理する。

#### (5) 河川整備・治水対策

県内河川の堤防整備をすすめ、治水対策を早急におこなう。無堤部の築堤計画を明らかにし堤防整備を促進する。

利根川下流の堤防整備を急ぐよう国に要望するとともに、排水路、支流の逆流防止についても早期に解決を図る。

那珂川緊急治水対策プロジェクトの加速化とともに、藤井川の逆流を防ぐ対策を強化する。国田地区の浸水対策については、地域住民との話し合いを十分に積み重ねて早急にすすめることを国に求める。

藤井川ダムや小山ダムなど東日本大震災で漏水が確認されたダムをはじめ、県管理の7ダムの保全管理と監視強化をすすめる。

早戸川の堤防を嵩上げし、河道掘削をすすめる。

沢渡川および堀川の護岸整備をすすめること。流下を阻害する堆積物の除去と、川底の掘削など状況に応じて速やかに行う。

石川川の河川改修をすすめること。当面、石川橋下流の護岸対策をおこなう。

水戸市見川5丁目の第二桜川団地の脇を流れる桜川からの溢水を防ぐために堤防をつくる。

相野谷川・北浦川・西浦川の早期改修を行なう。同河川および小貝川の必要な浚渫を行う。

利根川堤防は、中央タウン地先付近～戸頭地先まで連続してウォーキングやサイクリングが出来るよう整備すること。

長町樋かん付近堤防の縦割れ・横割れなどの亀裂を補修・堤防の補強工事を行うこと。

小貝川の流下能力の向上を図るため、流域内の樹木伐採や稼働掘削等を行うこと。小貝川橋の塗装を行う。

萱場地先小貝川天端の県道谷田部線の拡幅整備を促進すること。

桜川の河川整備について、つくばヘリポートから筑真橋、JR水戸線橋梁までを整備する。上流部および概成区間に適切な維持管理と流下能力の向上を図る。

常陸太田市内の里川の河道掘削、河川地内の樹木伐採を促進するとともに、2019年台風19号の教訓を踏まえて、久慈川の樋管運用の徹底を求める。

治水対策としての効果が少なく、自然環境破壊となる稲戸井調節池の掘削工事の中止を国に求める。

利根川河川敷に生息するイノシシについて捕獲する。

大北川、里根川など県管理の河川について、中州の土砂浚渫や草木撤去など、その整備のスピードアップを図る。

## (7) 住民主体のまちづくり

水戸市の泉町1丁目北地区再開発事業(新市民会館計画)は、市民の反対も根強く、県都のまちなかを疲弊させる無謀な計画となっており見直しをもとめる。県の文化施設とバランスよくすみ分け、水戸市および茨城県の文化醸成に資する市民会館と、市民の声を反映したまちなか再生を支援する。

県が進める偕楽園月池地区整備事業は、環境省が重要湿地に選定し、緑の保全が必要な千波湖周辺地区に位置し、迎賓館や高級レストランなど、コロナ禍における市民ニーズにも合致していない事業である。水戸市民の意見も聞かず、市の事業との調整もされておらず、同事業は中止し見直す。

つくば市の国家公務員宿舎跡地は、地域住民の意向にそって、公共用地として確保できるよう県の役割を発揮し、国に財政支援を求める。

大洗港区にあった“釣り公園”の再開と、「釣り禁止」の看板を撤去し家族連れが楽しめる港とする。

取手競輪場は、ギャンブル施設から、文化、スポーツ施設などへの転用を図る。県・市営公共施設(文化・スポーツ・福祉)への転用競輪事業について、従事員への必要な雇用(就労)保障を前提に施設の転用並びに用地の有効活用へ利用転換を求める。競輪場内駐車場道路の街灯を増設する。

## 【 7 】 原発のない茨城の実現と適切な再生可能エネルギーの普及を

- ( 1 ) 2030 年度電力需要の 20 ~ 22% ( 2200 ~ 2300 億 k w 時 ) を原発で賄うとした政府の「エネルギー基本計画」を見直し、原発に依存しないエネルギー戦略を求める。「原発ゼロ」と一体に立地自治体の住民の暮らし、地域経済再建の支援をすすめる。
- ( 2 ) 福島第一原発汚染水の海洋放出に反対すること。県内漁業は、風評被害を含め福島原発事故被害から立ち直ってきたところである。こうした時に、福島原発からの汚染水海洋放出に断固反対するとともに、放出しないよう国に求める。
- ( 3 ) 核燃料サイクルは破たんしており、高速炉「常陽」の廃止を求める。
- ( 4 ) 東海第 2 原発の延長運転を認めず、廃炉を求める。再稼働について「県民の声を聞いて判断する」という知事公約を具体化し、県民一人一人が意見を表明できる機会をつくる。
- ( 5 ) 日本原電の新規制基準適合工事について、県は「安全性向上に資する工事の実施継続は妨げない」として認めた。しかし、再稼働しなければ必要のない設備工事が多数含まれる。また、フィルタベント装置や開閉式ブロウアウトパネルの改造は最悪事態について放射能を放出する前提であり容認できない。これらの工事費は東京電力の料金前払いと東北電力の債務保証で調達するとしており、県民の電気料金に転嫁されるものとなる。県の姿勢を改め、再稼働のための工事中止を事業者を求める。
- ( 6 ) 広域避難計画の実効性が確認されない限り、国・自治体・事業者間で再稼働の手続きを進めない。避難計画の実効性について、広域訓練等を実施して住民が検証できるようにすること。計画は、複合災害や新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえたものとする。
- ( 7 ) 広域避難計画策定が義務付けられている 14 市町村のうち、実効性ある計画ができている自治体はない。常陸太田市・常陸大宮市・笠間市・鉾田市・大子町の 5 市町についても、複合災害や感染症対策を踏まえておらず見直しが必至であり、計画策定済と公表しない。
- ( 8 ) 原子力事故のリスクを低減するために、原子炉建屋プールにあるすべての核燃料を早急に乾式キャスクに移すよう事業者を求める。
- ( 9 ) 県原子力広報紙の内容について各地で県主催住民説明会を開き、住民の声を反映する。
- ( 10 ) 県の安全性検証は、国の都合や日本原電のスケジュールに関わらず、徹底した検証を行うこと。
- ( 11 ) 東海第二原発を再稼働した場合としなかった場合について、県民生活や市町村財政等への影響を試算して公表する。上岡直見・環境経済研究所代表が、30km 圏内に



限定しても、過酷事故が起きれば消費・産業活動で 6 兆 5220 億円・県内 GDP の半分が失われ、雇用喪失は 67 万人。一方、再稼働による GDP への貢献は 660 億円、雇用創出は 3700 人程度と試算している。(『世界』2018 年 10 月号より)

- ( 1 2 ) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく日本原電の賠償額は 1,200 億円と極めて不十分であり、国と事業者に引上げ改善を求める。
- ( 1 3 ) 県が許可した日本原電の保安林伐採について、その代わりとなる新たな植林を事業者に求める。
- ( 1 4 ) 東海原発の放射性廃棄物 L 3 の素掘り埋設計画の見直しや、指定廃棄物の保管対策強化及び最終処分について、市町村や住民の意見を反映させる。
- ( 1 5 ) 日本原子力研究開発機構や量子科学技術研究所など原子力関係施設で放射性物質漏えいや施設倒壊、火災、盗難などの事故・トラブルが頻発しており、原因究明と確実な再発防止策を求める。
- ( 1 6 ) 東海再処理施設の廃止措置について、安全で迅速な作業進行を求める。
- ( 1 7 ) 福島第一原発事故による茨城県への避難者は、いまだに約 3 千人にのぼる。先の見えない長期の避難生活に対する賠償・支援打ち切りや強制帰還に抗議し、東京電力や国・福島県の賠償・支援継続を求める。県として、避難者の生活状況を把握するとともに、必要な住宅支援や教育支援、保養支援などに取り組む。
- ( 1 8 ) 県内の太陽光発電設備のうちメガソーラー (1,000kw 以上) の認定件数は 757 件 (2020 年 7 月現在) であり、そのうち 573 件 (75%) が県外事業者 (うち 350 件が東京都) となっている。設置による土砂流出や生活環境・景観への悪影響のほか、敷地内への残土不法投棄も確認されるなど、不適切な設置が問題となっている。県ガイドラインを徹底するとともに、罰則を含めた条例化を検討する。自然災害等で発電施設周辺に被害を及ぼした場合に対応する災害補償制度をつくよう国に求める。
- ( 1 9 ) CO<sub>2</sub> を大量に排出する石炭火力発電所が本県で 5 基稼働されており、来年早々には茨城港常陸那珂港区に新たな石炭火発 (65 万 kw・JERA) が供用開始予定である。2050 年に温室効果ガス排出「実質ゼロ」にむけ、石炭火力発電所を削減し、新增設を認めないこと。

## 【 8 】 公共事業は防災・老朽化対策を柱に、無駄な事業見直しを

- ( 1 ) 県公共事業、直轄事業、国土強靱化事業等について、防災・現在・老朽化対策に重点化する。茨城港常陸那珂港区建設や霞ヶ浦導水事業について、社会情勢の変化や県財政負担の増大を踏まえて事業を中止・見直しする。
- ( 2 ) 工業団地やつくばエクスプレス沿線開発等の大型公共事業のために、県債発行や国直轄事業負担金の増大、保有土地対策への 2 3 0 0 億円超の県税投入により、県民に

大きな負担をしいている。開発優先の県政を反省し、社会経済情勢の変化等を踏まえて公共事業の抜本的な見直しを行う。

- ( 3 ) 県総合計画で人口減少を予測しながら、水の使用量が増えるとする長期水需給計画を見直す。市町村との契約水量が過大・過小になっている自治体については、現状に見合った水量に改定する。広域水道料金の引き下げ要望にこたえる。
- ( 4 ) 県南水道の契約水量を見直し受水料金を引き下げる。県南水道企業団事業経営戦略プランが発表され、2020から2029年度の10年間に2段階で20%値上げすると明記されている。茨城県南の水道料金が他の自治体と比較高いのは、八ツ場ダム開発など県の無謀な人口予測にある。不要だったダムの建設費や給水実績とかけ離れた、必要のない量の水を契約させられ、過払いとなっていることが茨城県南の水道料金が高い原因でもある。契約水量を見直し水道料金を引き下げる。
- ( 5 ) 広域水道事業の経営戦略にもとづく老朽施設の更新や防災対策を着実に進めるとともに、
- ( 6 ) 県民生活密着事業、防災・減災事業を重点化し、老朽化した学校施設や県有施設の改修、トイレの改善、バリアフリー等をすすめる。
- ( 7 ) 全国最下位クラスの道路改良率を引き上げるため、生活道路や通学路である市町村の道路改良に補助を行う。道路や橋梁、トンネルの維持管理費を増やし、県道や県有地の除草回数と範囲を拡大して安全で快適な環境を整備する。
- ( 8 ) 河川改修予算を増やし、河道掘削や堤防の早期整備・強化をすすめる。

## 【 9 】地方自治を守り、県民本位の財政を確立する

- ( 1 ) 水道事業等の県民生活に密着した事業は民間委託等ではなく、公的責任で拡充を図る。県施設への指定管理者制度導入にあたっては、これまでの実績を重視し、運営への住民参加や情報公開、個人情報保護などを条例に盛り込む。
- ( 2 ) 地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ために必要な財源保障を強く国に求める。財源確保の手段としての消費税増税に反対し、減税を求める。
- ( 3 ) 福祉及び公衆衛生・医療・教育・防災など住民サービス分野の職員を増員する。当面、条例定数どおりの県職員を配置し、退職者の再雇用については定数に含めない。
- ( 4 ) 課税強化による税収確保はやめ、地域経済の振興、消費購買力の向上などによる税収増を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改める。政府答弁は「人命、人権を脅かす徴収はしてはならない」としており指導する。また、滞納に対する利息を見直すと同時に、納税者の立場に立った徴税業務に改善を図ること。きめ細かい納税相談に応じる。

- ( 5 ) 障害者や高齢者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善を図る。点字広報や点字記載の投票用紙を配付すること。投票所のバリアフリーをすすめ、政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人の地方参政権を保障する。
- ( 6 ) 警察行政は市民生活の安全を守る機関として民主的に改革する。自白強要やえん罪防止のために捜査全体の可視化をすすめる。県議会が警察予算と警察行政全般を監視、点検できるよう改める。
- ( 7 ) 交番・派出所の廃止統合など県警察施設の再編は改め、交番を増設する。つくば市みどりの地域に交番を新設する。
- ( 8 ) 茨城テレビ放送をつくり、より県民に県内情報を伝えるよう民間放送局を援助する。

## 【10】憲法を生かし、平和行政・基地問題に取り組む

- ( 1 ) 日本国憲法は、憲法9条という世界で最もすすんだ恒久平和主義の条項をもち、30条にわたる豊かで先駆的な人権規定が盛り込まれている。日本国憲法の進歩的な諸条項を生かした社会の実現をめざす。
- ( 2 ) 人類の存亡を危うくする核兵器の廃絶をめざし、国連の核兵器禁止条約への署名と被爆者への国家補償を国に働きかける。「非核平和茨城県宣言」の立場から、県民の核兵器廃絶の取組を支援する。広島・長崎の平和式典に県内小中高生を平和大使として派遣する事業を推進する。
- ( 3 ) 牛久市にある東日本入国管理センターでは、収容者が長期・無期限収容、劣悪な環境等に対し度々抗議行動が起き死者も生まれている。国連が日本政府に是正勧告した提言を即時実行し、人権侵害を根絶するよう国に求める。
- ( 4 ) 沖縄への米軍辺野古新基地建設の強行に抗議し、沖縄県民投票で示された民意を尊重するよう国に働きかける。
- ( 5 ) 航空自衛隊百里基地における日米共同訓練の中止を国に求める。オスプレイの配備に反対するとともに、オスプレイの飛行中止・飛行ルートの情報開示を国に求める。
- ( 6 ) 米軍C130輸送機は、本県上空を含めた広範囲を有視界飛行訓練空域としている。地上から300メートル以下の低空飛行は認められておらず、危険な低空飛行の即時中止と飛行区域・飛行予定の情報提供を国に求める。
- ( 7 ) 早朝・夜間訓練の中止を求める。基地周辺騒音被害の実態調査を行って国に被害補償を求める。
- ( 8 ) 基地に入った苦情について県への報告を求める。住民が基地に苦情・問い合わせ

せする際の無料電話の設置を求める。

- ( 9 ) 自衛隊機の展示やエアパーク整備は行わない。周辺住民に多大な迷惑を及ぼしている観閲式及び航空祭は取りやめるよう国に求める。自衛隊の各種イベント参加や、試乗体験、武器の展示等を行わない。
- ( 10 ) 県と市町村が行う「自衛隊募集事務」を行わない。自衛隊茨城地方協力本部が市町村に「適齢者名簿」の提出を求めていることに対し、県民の了解なしで個人情報を提供することはやめる。

以 上